

公安の維持と 災害対策

第1節 国際テロ情勢と対策

第2節 外事情勢

第3節 公安情勢と諸対策

第4節 災害等への対処と警備実施

第6章

CHAPTER 6



1 国際テロ情勢

(1) イスラム過激派

ISIL^(注1)は、平成26年(2014年)にカリフ制国家の樹立を宣言した後、その過激思想に影響を受けた多くのイスラム教徒を世界中から引き付け、イラク及びシリアにおいて勢力を増大させたが、平成29年(2017年)には、諸外国の支援を受けたイラク軍やシリア軍等の攻撃により、両国における支配地域の大部分を失った。

しかし、ISILは、「対ISIL有志連合」に参加する欧米諸国等に対してテロを実行し、その実行の際に爆弾や銃器が入手できない場合にはナイフ、車両等を用いるよう呼び掛けており、平成29年(2017年)中には、欧米諸国でテロ事件が相次いで発生した。また、同年5月、ISILを支持する勢力がフィリピン南部の都市マラウィの一部を占拠し、フィリピン政府と同勢力との戦闘が約5か月間継続した。

ISILがイラク及びシリアにおける支配地域の大部分を失ったことや、各国がイラク及びシリアへの外国人戦闘員^(注2)の渡航を規制する措置を講じていることなどにより、ISILに参加する外国人戦闘員は減少したとみられるものの、今後、外国人戦闘員が母国又は第三国に渡航してテロを行うことが懸念されるほか、イラク及びシリア以外の紛争地域に多数の外国人戦闘員が流入し、当該地域の紛争を激化又は長期化させたり、世界中に過激思想を広めたりすることが懸念される。

AQ^(注3)及びその関連組織については、指導者アイマン・アル・ザワヒリが、反米・反イスラエルの思想を繰り返し主張しているほか、AQ結成時の指導者オサマ・ビンラディンの子とされるハムザ・ビンラディンが、インターネットを通じて、米国等に対するテロの実行を呼び掛けている。また、中東、アフリカ及び南アジアにおいて活動するAQ関連組織が、政府機関等を狙ったテロを行っているほか、オンライン機関誌等を通じて欧米諸国におけるテロの実行を呼び掛けるなど、AQ及びその関連組織は、依然として大きな脅威である。



スウェーデン・ストックホルムにおける
車両使用テロ事件 (EPA=時事)



米国・ニューヨークにおける車両使用テロ事件
(AFP=時事)

図表6-1 平成29年(2017年)に欧米諸国で発生した主な国際テロ事件

発生月日	事件
3月22日	英国・ロンドンの国会議事堂付近における車両等使用テロ事件
4月7日	スウェーデン・ストックホルムにおける車両使用テロ事件
5月22日	英国・マンチェスターにおける自爆テロ事件
6月3日	英国・ロンドンのロンドン橋等における車両等使用テロ事件
8月17日	スペイン・バルセロナにおける車両使用テロ事件
9月15日	英国・ロンドンにおける地下鉄テロ事件
10月31日	米国・ニューヨークにおける車両使用テロ事件

注1：Islamic State of Iraq and the Levant の頭字語。いわゆるイスラム国

2：テロ行為を準備・計画・実行することやそのための訓練を受けることなどを目的として、居住国又は国籍国以外の国や地域に渡航する者

3：Al-Qaeda (アル・カーイダ) の略

(2) 我が国に対する国際テロの脅威

平成28年(2016年)7月に発生したバングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件をはじめ、現実に邦人や我が国の権益がテロの被害に遭う事案等が発生していることから、今後も邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。

ISILは、オンライン機関誌「ダービク」等において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指している。

AQについても、平成24年(2012年)5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが、明らかになった。また、米国で拘束中のAQ幹部のハリド・シェイク・モハメドの供述によれば、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与したことなども明らかになっている。こうした資料や供述は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が国に対するイスラム過激派組織によるテロの脅威の一端を明らかにしたものと見える。

また、殺人、爆弾テロ未遂等の罪でICPOを通じ国際手配されていた者^(注1)が、過去に不法に我が国への入出国を繰り返していたことも判明しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。

これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっているといえる。



バングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件
(写真：読売新聞/アフロ)

(3) 日本赤軍・「よど号」グループ

① 日本赤軍

日本赤軍は、平成13年4月、最高幹部・重信房子^(注2)が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明した。しかし、いまだに、過去に引き起こした数々のテロ事件を称賛していること、現在も7人の構成員が逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできない。

警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

② 「よど号」グループ

昭和45年3月31日、故田宮高麿ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入境した。現在、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人が北朝鮮にとどまっているとみられており^(注3)、このうち3人に対し、日本人を拉致した容疑で逮捕状が発せられている。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。



国際手配中の日本赤軍と「よど号」グループ

注1：同人は、国際連合安全保障理事会アル・カーイダ制裁委員会から、制裁対象として指定されている。

注2：12年11月に潜伏先の大阪府内で逮捕され、22年8月、懲役20年の刑が確定した。

注3：ハイジャックに関与した被疑者1人及びその妻1人は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。

(4) 北朝鮮

① 北朝鮮による拉致容疑事案

ア 拉致容疑事案等の捜査・調査状況

警察では、平成29年末現在、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断している。このうち、北朝鮮工作員等拉致に関与したとして8件に係る11人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、これらの事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案^(注)について、関係機関と緊密な連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査や調査を進めている。

イ 日朝協議

26年5月にスウェーデン・ストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮が、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を行うことで合意（以下「ストックホルム合意」という。）し、同年7月、北朝鮮が特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始したことから、日本政府は、同月、日本が独自に講じている対北朝鮮措置の一部を解除した。

しかし、その後拉致問題に何ら進展がない中、北朝鮮は、平成28年（2016年）1月に核実験を行ったほか、同年2月には弾道ミサイルの発射を強行した。こうした状況を踏まえ、日本政府は、同月、26年7月に一部解除した対北朝鮮措置の内容を含む独自の対北朝鮮措置の実施を決定したが、これに対し北朝鮮は、ストックホルム合意に基づく調査の全面的中止及び特別調査委員会の解体を表明し、その後も核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行動を繰り返した。

日本政府は、北朝鮮に対し、ストックホルム合意の履行を一貫して求めているものの、現在までのところ、拉致被害者等の帰国は実現していない。

ウ 拉致の目的

北朝鮮の故金正日国防委員長は、14年9月に行われた日朝首脳会談において、日本人拉致の目的について、「一つ目は、特殊機関で日本語の学習ができるようにするため、二つ目は、他人の身分を利用して南（韓国）に入るためである」と説明した。また、「よど号」事件犯人の元妻は、故金日成主席から「革命のためには、日本で指導的役割を果たす党を創建せよ。党の創建には、革命の中核となる日本人を発掘、獲得、育成しなければならない」との教示を受けた故田宮高麿から、日本人獲得を指示された旨を証言している。

これらを含め、諸情報を分析すると、拉致の主要な目的は、北朝鮮工作員が日本人のごとく振る舞うことができるようにするための教育を行わせることや、北朝鮮工作員が日本に潜入して、拉致した者になりすまして活動できるようにすることなどであるとみられる。

エ 拉致容疑事案等に関する取組

警察では、拉致容疑事案等に対する的確な捜査等を推進しているところであり、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相を解明するために警察庁に設置されている特別指導班が、都道府県警察を巡回・招致して、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導や同事案の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。また、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、家族の意向等を勘案しつつ、積極的にDNA型鑑定資料の採取を実施しているほか、広く国民から情報提供を求めるため、家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察のウェブサイトに掲載している。

警察では、今後とも、拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図り、関連情報の収集、捜査・調査に取り組むこととしている。

注：警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者は、30年5月末現在、883人である。

図表6-2 日本人が被害者である拉致容疑事案（12件17人）

	発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
1	昭和52年9月	石川県鳳至郡（現 鳳珠郡）	久米裕さん（52）	宇出津事件
2	昭和52年10月	鳥取県米子市	松本京子さん（29）	女性拉致容疑事案
3	昭和52年11月	新潟県新潟市	横田めぐみさん（13）	少女拉致容疑事案
4	昭和53年6月ごろ	兵庫県神戸市	田中実さん（28）	元飲食店店員拉致容疑事案
5	昭和53年6月ごろ	不明	田口八重子さん（22）	李恩恵拉致容疑事案
6	昭和53年7月	福井県小浜市	地村保志さん（23） 地村（旧姓：濱本） 富貴恵さん（23）	アベック拉致容疑事案（福井） ^{（注1）}
7	昭和53年7月	新潟県柏崎市	蓮池薫さん（20） 蓮池（旧姓：奥土） 祐木子さん（22）	アベック拉致容疑事案（新潟） ^{（注2）}
8	昭和53年8月	鹿児島県日置郡（現 日置市）	市川修一さん（23） 増元るみ子さん（24）	アベック拉致容疑事案（鹿児島）
9	昭和53年8月	新潟県佐渡郡（現 佐渡市）	曾我ひとみさん（19） 曾我ミヨシさん（46）	母娘拉致容疑事案 ^{（注3）}
10	昭和55年5月ごろ	欧州	石岡 亨さん（22） 松木薫さん（26）	欧州における日本人男性拉致容疑事案
11	昭和55年6月	宮崎県宮崎市	原教暉さん（43）	シンガポール 辛光洙事件
12	昭和58年7月ごろ	欧州	有本恵子さん（23）	欧州における日本人女性拉致容疑事案

注1～3：このうち、地村保志さん、地村（旧姓：濱本） 富貴恵さん、蓮池薫さん、蓮池（旧姓：奥土） 祐木子さん、曾我ひとみさんの5人が、平成14年10月、24年ぶりに帰国した。

図表6-3 日本人以外が被害者である拉致容疑事案（1件2人）

発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
昭和49年6月	福井県小浜市	高敬美さん（7） 高剛さん（3）	姉弟拉致容疑事案

図表6-4 国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

事案（事件）名	欧州における日本人女性拉致容疑事案	宇出津事件	アベック拉致容疑事案（福井） 辛光洙事件	辛光洙事件	母娘拉致容疑事案	アベック拉致容疑事案（新潟）
被疑者	魚本（旧姓：安部）公博	金世鎬	辛光洙	金吉旭	通称 キム・ミヨンスク	通称 チェ・スン Chol
国際手配年月	平成14年10月	平成15年1月	平成14年9月（原さんへの成替容疑） 平成18年3月（他村夫妻拉致容疑） 平成18年4月（原さん拉致容疑）	平成18年4月	平成18年11月	平成18年3月
事案（事件）名	アベック拉致容疑事案（新潟）		姉弟拉致容疑事案	欧州における日本人男性拉致容疑事案		
被疑者	通称 ハン・クムニョン	通称 キム・ナムジン	洪寿恵こと木下陽子	森順子	若林（旧姓：黒田）佐喜子	
国際手配年月	平成19年2月	平成19年2月	平成19年4月	平成19年7月	平成19年7月	

② 北朝鮮による主なテロ事件

北朝鮮は、朝鮮戦争以降、南北軍事境界線を挟んで韓国と軍事的に対峙しており、これまで、韓国に対するテロ活動の一環として、工作員等によるテロ事件を世界各地で引き起こしている。中でも、昭和62年（1987年）に発生した大韓航空機爆破事件は、日本人を装った工作員により敢行された。

2 国際テロ対策

我が国における国際テロの脅威が現実のものとなっている中、平成27年2月、改めて我が国に対するテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に取り組むための諸対策を検討・推進することを任務とする警察庁国際テロ対策推進本部を設置した。その後、警察庁では同推進本部を中心に諸対策の検討を行い、同年6月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下この項において「東京大会」という。）の開催までのおおむね5年程度を目途として推進していくべき施策を、「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめ、決定・公表した。

警察では、同要綱に基づき、情報収集・分析、水際対策、警戒警備、事態対処、官民連携といったテロ対策を強力に推進している。

(1) テロの未然防止のための具体策

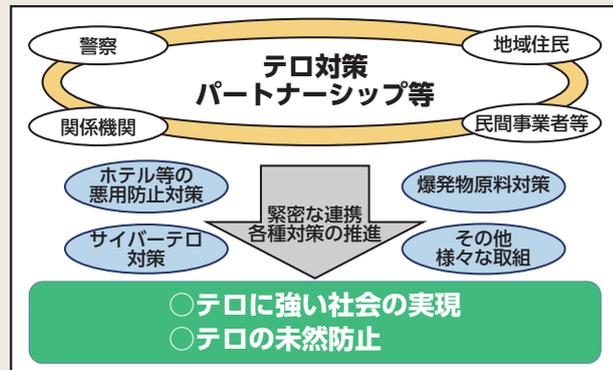
① 官民一体となったテロ対策の推進

テロ対策は、警察による取組のみでは十分ではなく、関係機関、民間事業者、地域住民等と緊密に連携して推進することが望まれる。このため、警察では、テロ対策に関する様々な官民連携の枠組みに参画している。

例えば、東京都では、平成20年、「テロ対策東京パートナーシップ推進会議」を発足させた。同会議には、警視庁、東京都等の関係機関に加え、電力、ガス、情報通信、鉄道等の重要インフラに関わる事業者や、大規模集客施設を営む事業者等が加入し、「ソフトターゲット」と呼ばれる不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等が諸外国においてテロの標的とされる中、「テロを許さない社会づくり」というスローガンの下、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備等が行われている。

警察では、東京大会をはじめとする大規模スポーツイベント等の開催を見据え、全国的な広がりを見せているこうした官民連携の枠組み等を活用して、関係機関、民間事業者等と連携した訓練を実施し、テロ対処能力を強化している。

図表6-5 官民一体となったテロ対策の概要



テロ対策東京パートナーシップ

また、不特定多数の者が集まる施設、イベント等について、制服を着用した警察官による巡回の実施や、パトカーの活用等により「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者等に対して職員や警備員による自主警備を強化するよう働き掛けるなどして、ソフトターゲットに対するテロへの警戒を強化している。

さらに、テロリストが武器を入手できないようにするための取組も官民の連携により推進されている。警察では、銃砲刀剣類や火薬類を取り扱う個人や事業者に対し、銃刀法や火薬類取締法に基づく規制や指導を行っているほか、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対し、関係省庁と協力して、販売時の本人確認を徹底するよう指導したり、不審な購入者への対処要領を教示したりしている。

このほか、旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション等の事業を営む者に加え、住宅宿泊事業法が30年6月に施行されたことを受け、住宅宿泊事業者等に対しても顧客に対する本人確認の徹底等の働き掛けを行い、テロリストによる悪用の防止を図っている。

② 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するためには、我が国一国のみの努力では限界があり、世界各国との連携・協力が必要不可欠であることから、警察庁では、諸対策に関する国際会議等に積極的に参加している。

平成29年（2017年）5月にG7タオルミーナ・サミット（イタリア）において採択された「テロ及び暴力的過激主義との闘いに関するG7タオルミーナ声明」を受け、同年10月に開催されたG7内務大臣会合には、国家公安委員会委員長が出席し、G7各国の治安担当大臣等との間で国際テロ対策に関する議論を行い、外国人戦闘員に関する情報共有の更なる強化等の内容を含む共同声明を採択した。

また、例年、JICAと共催している国際テロ対策セミナーにおいて、世界各国から招へいた実務担当者に対し、テロ事件の捜査技術に関するノウハウの提供を行っている。



「見せる警戒」



薬局従業員に対する指導



G7内務大臣会合（EPA=時事）

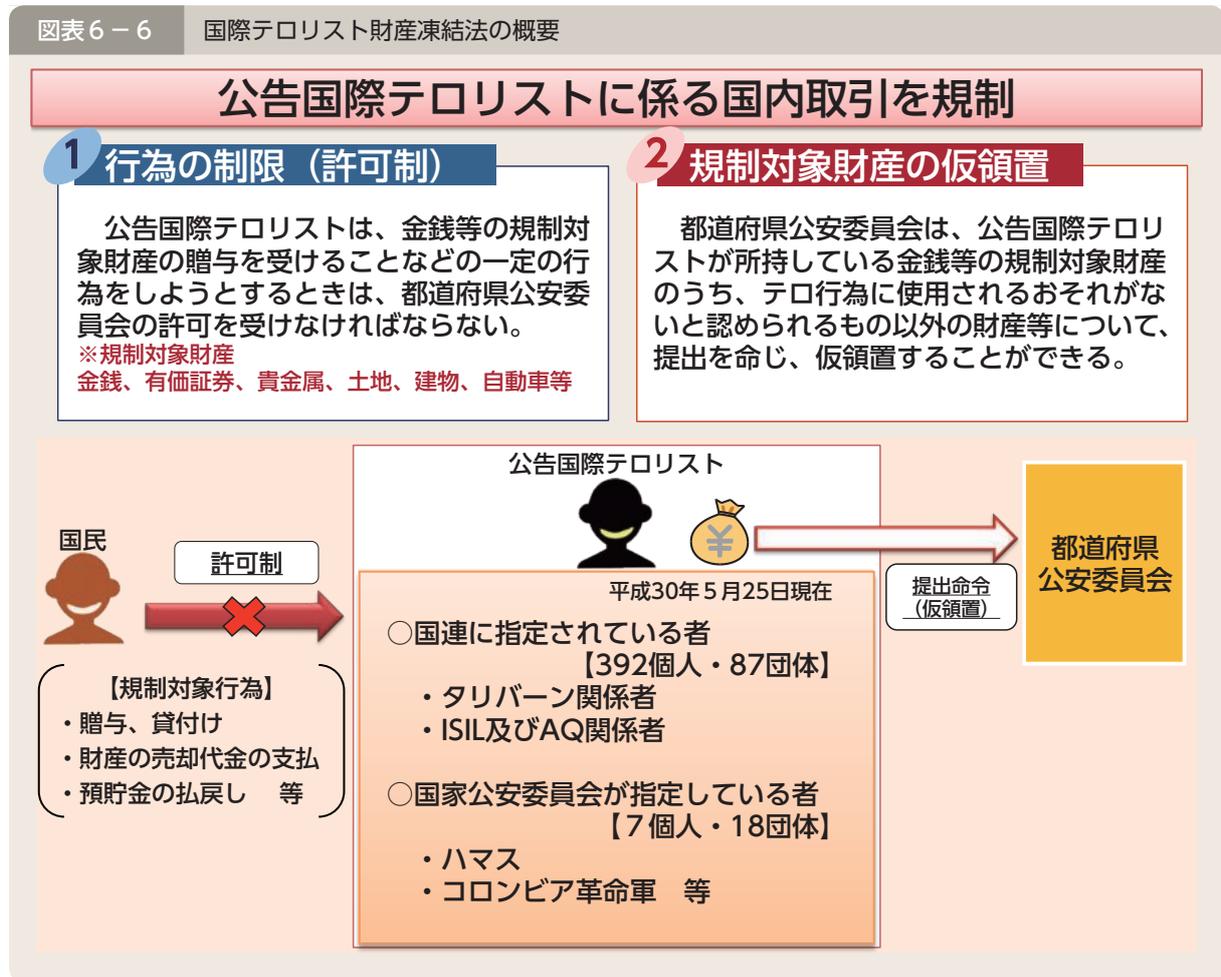
③ 核物質、特定病原体等の防護対策の強化

NBCテロ^(注1)の発生を未然に防止するため、警察では、核物質や特定病原体等を取り扱う事業所等に警察職員が定期的に立入検査を行うなどして、事業者の講ずる防護措置や盗難防止措置が適正なものとなるよう指導している。

④ テロ資金対策

大規模なテロの敢行やテロ組織の維持・運営には、そのための資金が必要であることから、テロを未然に防止するためには、テロリストがテロを実行するために資金その他の財産の提供を受け、又は財産を使用することを防ぐための取組が重要である。我が国では、テロ資金提供処罰法^(注2)に基づき、テロリストに対するテロ資金の提供等を規制している。また、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客等の本人特定事項等の取引時確認、疑わしい取引の届出等を特定事業者^(注3)に対し求めている。さらに、外為法及び国際テロリスト財産凍結法^(注4)に基づき、30年5月25日現在、399個人105団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置をとるべき者として公告している。

図表6-6 国際テロリスト財産凍結法の概要



注1：N（Nuclear：核）B（Biological：生物）C（Chemical：化学）物質を使用したテロの総称

注2：公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律

注3：148頁参照

注4：国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法

MEMO 東京大会に向けた取組

警察では、警察庁に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策推進室を、警視庁に警視庁オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部を設置しているほか、東京大会の競技会場を管轄する関係道県警察においても体制を順次整備して、東京大会における警備諸対策について検討を進めている。また、警察庁次長が「シニア・セキュリティ・コマンダー」として、東京大会の警備の計画・運営段階において関係機関を主導する役割を担うこととされている。さらに、平成29年7月に警察庁に設置されたセキュリティ情報センターでは、東京大会の安全に関する情報集約、リスク分析等を行うとともに、必要な情報を関係機関等に提供しているほか、同センターに置かれた国際リエゾンセンターにおいて、外国治安情報機関等との情報交換を行うなど、国際連携の更なる強化に努めている。

東京大会では、平成28年（2016年）夏に開催されたブラジル・リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会（以下「リオ大会」という。）と異なり、競技会場が特定の地区に集約されず、都内及び都外に分散配置されることから、会場ごとに高いセキュリティレベルを確保するため、警戒力の効果的かつ効率的な投入等について検討を進めていく必要がある。また、東京大会前に行われる聖火リレーが全都道府県を巡ることが予定されており、これまでの大会において聖火リレーに対する妨害事案が発生していることから、全国警察においてその対策について検討を進めていく必要がある。

さらに、東京大会の開催期間中の安全安心を確保するためには、施設管理者や地域住民等を含む社会全体でのテロ対策が重要であることから、関係機関、民間事業者等と連携した訓練の充実等、官民一体となったテロ対策を深化させることとしている。

このほか、インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着する中、社会機能を麻痺させるサイバー攻撃の脅威にも備えなければならないところ、リオ大会では、開催期間中に行政機関やリオ大会の関係機関等においてウェブサイトの閲覧障害、情報窃取の被害が発生するなど、

国際的な大規模スポーツイベントを狙ったサイバー攻撃の脅威が高まっている。警察では、東京大会に向けて、関係機関と連携して、サイバー攻撃及び攻撃者に関する情報収集・分析等を推進するとともに、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練を実施している。



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策推進室会議



官民連携した爆発物対処訓練

(2) テロ対処体制の強化

① テロ対処部隊の充実強化

警察では、万一テロが発生した場合に備え、特殊部隊（SAT）、銃器対策部隊、NBCテロ対応専門部隊等の各種部隊を設置し、その充実強化を図っている。また、有事の際に迅速的確な対処を可能とするため、関係機関と連携して、日々訓練を実施している。

図表6-7 テロ対処部隊の概要

特殊部隊 (SAT : Special Assault Team)		約300人	 <p>特殊部隊 (SAT) の訓練</p>
体制	8都道府県警察（北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄）に設置		
任務	ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件、銃器等の武器を使用した事件等に出勤し、被害者や関係者の安全を確保しつつ、被疑者を制圧・検挙する。		
装備	自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等		
 <p>銃器対策部隊の訓練</p>		銃器対策部隊	約1,900人
体制	各都道府県警察の機動隊に設置		
任務	銃器等を使用した事案への対処を主たる任務とし、重大事案発生時には、SATが到着するまでの第一的な対応に当たるとともに、SATの到着後は、その支援に当たる。		
装備	サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣、防弾帽、防弾盾等		
NBCテロ対応専門部隊		約200人	 <p>NBCテロ対応専門部隊の訓練</p>
体制	9都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡）に設置		
任務	NBCテロが発生した場合に迅速に出勤して、関係機関と連携を図りながら、原因物質の検知・除去、被害者の救出救助、避難誘導等に当たる。		
装備	NBCテロ対策車、化学防護服、生物・化学剤検知器、放射線測定器等		
 <p>爆発物処理班の訓練</p>		爆発物処理班	約1,200人
体制	各都道府県警察の機動隊に設置		
任務	爆発物使用事案の発生に際し、迅速かつ的確に爆発物の現場処理に当たり、爆発による被害の発生を防止するとともに、証拠を保全する。		
装備	X線透視装置、爆発物収納筒、防護服、防護盾、遠隔操作式爆発物処理用具等		

② スカイ・マーシャルの運用

航空機のハイジャックを未然に防止し、またハイジャックが発生した際に航空機内での犯人の制圧・検挙を可能とするため、警察では、国土交通省や航空会社等と緊密に連携して、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。

③ TRT-2^(注1)の派遣

警察では、邦人や我が国の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等を任務とするTRT-2を派遣することとしている。平成28年（2016年）7月のバングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件の発生に際しても、TRT-2として、外事特殊事案対策官^(注2)等を現地に派遣し、関係国の治安情報機関との情報交換等を行った。

図表6-8 TRT-2の概要



注1：Terrorism Response Team - Tactical Wing for Overseas（国際テロリズム緊急展開班）の略

注2：平成25年（2013年）1月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件を受け、国外における邦人や我が国の権益に関係するテロ事件等の重大突発事案に対処するために設置された。

④ 自衛隊等との共同訓練の推進

警察では、平素から防衛省・自衛隊と緊密な情報交換を行うとともに、都道府県警察及び陸上自衛隊が武装工作員等による不法行為が発生した場合を想定した共同訓練を実施しており、29年中は、実動訓練46回を実施した。また、内閣官房や都道府県が主催する国民保護法^(注)に基づく関係機関との共同訓練に参加し、テロ等に対する対処能力の向上や関係機関との連携強化を図った。



自衛隊との共同実動訓練



国民保護共同図上訓練

(3) 原子力関連施設におけるテロ対策

① テロ関連情報の収集・分析等

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、各国治安情報機関等との緊密な情報交換、関係省庁との連携による水際対策、不審人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施している。

② 原子力関連施設における警戒警備

原子力関連施設に対する銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、NBCテロ事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服等を装備した原発特別警備隊が、24時間体制で原子力関連施設の警戒警備に当たっている。

③ 関係機関等との連携

平成23年、政府は、原子力発電所等に対するテロを現実の脅威として再認識し、その未然防止対策を強化することを決定しており、その中で、警察庁、海上保安庁、防衛省等の関係省庁による継続的な連携強化が示された。これを受けて関係都道府県警察では、海上保安庁との合同訓練を定期的に行っているほか、一般の警察力だけでは対応できないと認められる事案が発生した場合を想定し、24年以降、原子力発電所の敷地を利用した自衛隊との共同実動訓練を実施している。

④ 警察庁職員による立入検査

原子力事業者との間では、警察庁職員が事業所等に定期的に入立検査を行うとともに、治安当局の立場から自主警戒に関する指導を行うことなどにより、事業者による防護措置が実効あるものとなるよう努めている。



原子力関連施設の警戒

注：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第2節

外事情勢

北朝鮮、中国及びロシアは、様々な形で対日有害活動を行っており^(注1)、警察では、平素からその動向を注視し、情報収集・分析等を行っている。

(1) 北朝鮮の動向

北朝鮮は、平成29年(2017年)中、ICBM^(注2)級の弾道ミサイルを含む様々な弾道ミサイルの発射を繰り返し行い、同年8月及び9月には、我が国の上空を通過する形で中距離弾道ミサイル「火星12」型を発射したほか、同月に6回目の核実験を実施した。北朝鮮の核・ミサイル開発及び運用能力の向上は、我が国の安全に対する、より重大かつ差し迫った新たな段階の脅威であり、我が国及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものになっている。



「火星12」型を視察する金正恩朝鮮労働党委員長
(AFP=時事)

国際連合安全保障理事会(以下「国連安保理」という。)は、同年6月、北朝鮮による累次の弾道ミサイルの発射を受け、資産凍結対象の追加等、北朝鮮に対する新たな制裁を盛り込んだ決議第2356号を採択した。また、同年8月には、北朝鮮が同年7月中に弾道ミサイルを2回にわたり発射し、我が国の排他的経済水域に着弾させたことなどを受け、北朝鮮からの石炭、鉄鉱石及び海産物の輸入禁止等、北朝鮮に対する更なる制裁を盛り込んだ決議第2371号を採択した。さらに、同年9月には、北朝鮮が6回目の核実験を実施したことなどを受け、北朝鮮への石油精製品の輸出量の制限等、北朝鮮に対する一層の制裁を盛り込んだ決議第2375号を採択した。

北朝鮮は、トランプ・米国大統領が、同月、第72回国際連合総会における一般討論演説において、北朝鮮に対する軍事行動を示唆したことなどに対し、史上初めて国務委員会委員長声明を発表するなど、米国及びトランプ大統領に対する対決姿勢を強めた。また、同年11月には、ICBM級の弾道ミサイル「火星15」型を発射し、「国家核武力の完成」を宣言した。

これを受け、国連安保理は、同年12月、北朝鮮への石油精製品の更なる輸出量の制限等、北朝鮮に対するより一層の制裁を盛り込んだ決議第2397号を採択した。

北朝鮮は、平成30年(2018年)に入ると、金正恩朝鮮労働党委員長が中国、韓国及び米国の首脳とそれぞれ会談するなど、積極的な対話姿勢を示している。

(2) 中国の動向

① 中国国内の情勢等

平成29年(2017年)10月に北京で開催された中国共産党第19次全国代表大会(第19回党大会)においては、党規約の改正案が採択され、「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」が同規約の行動指針に追加された。中国共産党の歴代指導者のうち、個人名を冠した政治理念が行動指針として党規約に明記されたのは、毛沢東及び鄧小平に次いで、習近平総書記が3人目である。



第19回党大会の状況(写真提供:共同通信社)

注1: 対日有害活動については、56頁(トピックスV 対日有害活動等の現状と警察の取組) 参照

2: Intercontinental Ballistic Missile(大陸間弾道ミサイル)の略

また、同大会閉会後に開催された中国共産党第19期中央委員会第1回全体会議（一中全会）では、習近平総書記をはじめとする7人の新たな中央政治局常務委員が選出され、2期目の習近平指導部が発足した。

内政面では、同月、中国共産党中央紀律検査委員会の楊曉渡副書記が、過去5年間で、汚職等の規律違反によって約153万7,000人の党員を処分し、このうち約5万8,000人を司法機関に送致したと公表するなど、習近平指導部による「虎もハエもたたく」という大物幹部から末端の公務員まで取り締まる方針の下、反腐敗闘争を進めている。

外交面では、同年5月、「一帯一路」構想^(注)に関する初めての国際会議が北京で開催され、29か国の首脳をはじめ、約130の国・地域から約1,500人が出席した。習近平国家主席は、同会議において、同構想を資金面で支える「シルクロード基金」に1,000億元を増資する方針等を示した。

軍事面では、同年の国防費が約1兆444億元（前年比約7.1%増加）と公表され、初めて1兆元を超えるなど、軍事力の増強が図られている。

② 我が国との関係をめぐる動向

29年11月、習近平国家主席は、ベトナム・ダナンで安倍首相と首脳会談を行い、両首脳が同会談を新たなスタートとして、今後も意思疎通していくことなどを確認した。

一方、24年9月、日本政府が尖閣諸島の一部の島について所有権を取得して以降、尖閣諸島周辺海域では、中国公船の出現が常態化するとともに、中国公船が我が国の領海に侵入を繰り返している。



尖閣諸島周辺海域を航行する中国公船（写真右下）と海上保安庁の巡視船（写真提供：共同通信社）

また、同海域以外においても、29年7月には、中国海軍の情報収集艦が北海道松前町沖、中国公船が長崎県対馬市沖、福岡県宗像市沖、青森県深浦町沖及び同県外ヶ浜町沖の我が国の領海に、同年8月には、中国公船が鹿児島県南大隅町沖の我が国の領海に、それぞれ入域した。

(3) ロシアの動向

平成29年（2017年）中、日露間の対話は継続しており、同年4月にはロシア・モスクワ、同年7月にはドイツ・ハンブルク、同年9月にはロシア・ウラジオストク及び同年11月にはベトナム・ダナンと相次いで日露首脳会談を行った。この結果、両首脳は、北方四島における共同経済活動について、早期に取り組むプロジェクトの候補を特定し、双方の法的立場を害さない形でプロジェクトを具体化するための検討を加速させることで一致した。

一方、同年2月、ロシアのショイグ国防大臣が、北方四島を含む地域における軍備を強化することを明らかにするなど、我が国の立場と相容れない動向がみられた。

ロシア国内では、反政府運動がロシア全土で広がりを見せたが、同年9月の統一地方選挙では、首長選挙が行われた16の州、共和国等の全てで与党「統一ロシア」の候補が当選した。また、同月以降、プーチン大統領は、沿海地方の知事をはじめとした連邦構成主体の首長を相次いで交替させるなど、政権基盤の一層の強化を図り、平成30年（2018年）3月のロシア大統領選挙では、7割を超える得票率で圧勝し、再選を果たした。

外交面では、米国をはじめとする欧米諸国との対立を続けつつ、ウクライナ及びシリアに対する政治的及び軍事的関与を継続している。

注：平成25年（2013年）9月に習近平国家主席がカザフスタンを訪問した際に提唱した、中国から中央アジアを経由して欧州を結ぶ「シルクロード経済ベルト（一帯）」と、同年10月に同人がインドネシアを訪問した際に提唱した、中国から東南アジア、南アジア、中東、アフリカを経由して欧州を結ぶ「21世紀海上シルクロード（一路）」の2つから成る、中国と関係国との経済・貿易関係等を拡大・強化する構想

1 オウム真理教の動向と対策

(1) オウム真理教の動向

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」をはじめとする主流派と、松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名のる上祐派が活動している。

主流派は、依然として松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、肖像写真を拠点施設の祭壇に飾るなど、同人への絶対的帰依を強調する「原点回帰」路線を徹底させている。こうした中、松本の妻が二男の教団復帰を画策し、これに反対する三女が全国の幹部信者に復帰反対を訴えたことに端を発して生じた内紛が継続しており、信者の一部が「Aleph（アレフ）」とは一定の距離を置いて活動している。

一方、上祐派は、同派のウェブサイトにも旧教団時代の反省・総括の概要を掲載して、松本からの脱却を強調するなど、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、「開かれた教団」や組織の刷新のアピールに努めている。

なお、平成30年1月、公安審査委員会は、教団に対し、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるなどとして、団体規制法^(注)に基づき、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を3年間（33年1月末まで）更新する決定を行った。

(2) オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び同人の説く教義を基盤とするなど、その本質に変化はないと認められることから、警察では、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進している。平成29年1月には、公安調査庁の立入検査に際し、団体の活動状況を明らかにするために必要な検査対象物件の確認を受けず、携行品を教団施設外に持ち出し、検査を困難な状況にしたとして、団体規制法違反（検査忌避）で主流派出家信者5人を逮捕した（愛知）。また、同年11月には、主流派信者が、教団名を隠しながら仏教に関する勉強会の勧誘活動を行い、入会契約を被勧誘者と締結した際に、契約書等の必要な書面を交付しなかったとして、特定商取引に関する法律違反（申込書面交付義務違反）で主流派の拠点施設等を搜索した（北海道）。

さらに、地域住民の平穏な生活を守るため、教団施設周辺の地域住民や関係する地方公共団体からの要望を踏まえるなどして、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を行っているほか、地下鉄サリン事件等教団による一連の凶悪事件に対する記憶の風化を防止するとともに、教団の現状について適切な理解を得るため、各種機会を通じ、教団の現状等について広報活動を行っている。

図表6-9 オウム真理教の拠点施設等（平成29年末現在）



教団施設周辺における警戒警備活動状況

注：無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

2 極左暴力集団の動向と対策

(1) 極左暴力集団の動向

暴力革命による共産主義社会の実現を目指している極左暴力集団は、平成29年中も、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性・党派性を隠して大衆運動や労働運動に取り組んだ。

革マル派^(注1)は、警察が同年1月に同派議長の本名を公表したことに對し、機関紙において、「笑止千万の妄言」、「デッチあげ」等の主張を行い、組織に影響がないことを訴えた。また、革マル派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）及び東日本旅客鉄道労働組合（JR東労組）は、JR東労組の組合員らによる組合脱退及び退職強要事件^(注2)について、引き続き、同事件を「えん罪」と主張した。

中核派（党中央）^(注3)は、昭和46年に発生した警察官殺害事件（渋谷暴動事件）に関し、平成29年6月に殺人罪等で逮捕・起訴された中核派（党中央）非公然活動家である大坂正明及び刑事施設に服役している共犯者の無実等を訴えた。また、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持し、中核派（党中央）が主導する国鉄動力車労働組合総連合（動労総連合）の傘下に新たに3団体を結成した。さらに、19年に党中央と分裂した関西地方委員会（関西反中央派）は、反戦・反基地、反原発等を訴える集会やデモ等に参加し、同調者の獲得を図った。

革労協主流派^(注4)は、成田闘争を重点に取り組んだ。一方、革労協反主流派^(注5)は、反戦・反基地闘争を重点として、反原発闘争にも取り組んだ。



〔5・14労働者・学生緊急闘争〕（5月、東京）

(2) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査及び非公然アジト発見に向けたマンション、アパート等に対するローラーを推進するとともに、これらの活動に対する国民の理解と協力を得るため、ポスター等の各種広報媒体を活用した広報活動を推進している。その結果、平成29年中は、3か所の非公然アジトを摘発するとともに、警察庁指定重要指名手配被疑者であった大坂正明をはじめ、極左暴力集団の活動家ら30人を検挙した。



情報をお寄せください。警察庁
捜査への協力を呼び掛ける
広報ポスター

CASE

革労協反主流派非公然活動家の男（65）は、25年11月、飛翔弾の発射装置を作動させる時限装置を製造し、飛翔弾を横田飛行場に向けて発射して、同飛行場周辺に着弾・爆発させた。29年7月、同男を爆発物取締罰則違反（製造及び使用）で逮捕した（警視庁）。また、捜査の結果、同男が26年10月頃にも埼玉県内の会社事務所に向けて飛翔弾を発射したことなどが判明したため、29年11月、同男を銃刀法違反（発射）等で再逮捕した（警視庁、埼玉、神奈川）。

注1：正式名称を日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派という。

注2：13年1月21日から同年6月30日頃にかけて、JR東労組の組合員である被疑者7人が、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）大宮支社浦和電車区事務所等において、他の労働組合の組合員と行動を共にするなどしたJR東労組の組合員を集団で脅迫し、同組合から脱退させ、JR東日本から退職させた強要事件。なお、本件については、24年に、最高裁が上告棄却を決定し、被告人7人の有罪が確定した。

注3：正式名称を革命的共産主義者同盟全国委員会という。

注4：正式名称を革命的労働者協会（社会党社青同解放派）という。

注5：正式名称を革命的労働者協会（解放派）という。

3 右翼等の動向と対策

(1) 右翼の動向

① 抗議活動の展開

右翼は、平成29年中、領土問題、歴史認識問題等を捉え、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだ。

中国をめぐることは、中国公船が尖閣諸島周辺の領海に繰り返し侵入していることなどを捉えた活動を行った。北朝鮮をめぐることは、核実験、ミサイル発射、拉致問題等を捉えた活動を行った。韓国をめぐることは、韓国・釜山プサンの日本国総領事館前に慰安婦像が設置されたことや竹島問題等を捉えた活動を、ロシアをめぐることは、北方領土問題等を捉えた活動をそれぞれ行った。右翼は、これらの活動により、関係国、日本政府等を批判した。

右翼が上記の街頭宣伝活動等に動員した団体数、人数及び街頭宣伝車数は、図表6-10のとおりである。

② 右翼関係事件の状況

29年中、「テロ、ゲリラ」事件の発生はみられなかった。

近年の右翼による違法行為の検挙状況の推移は、図表6-11のとおりである。

このうち、右翼運動に伴う事件(注)の検挙状況、右翼による恐喝事件や詐欺事件等の資金獲得を目的とした事件の検挙状況並びに右翼及びその周辺者からの銃器押収状況は、図表6-12のとおりである。



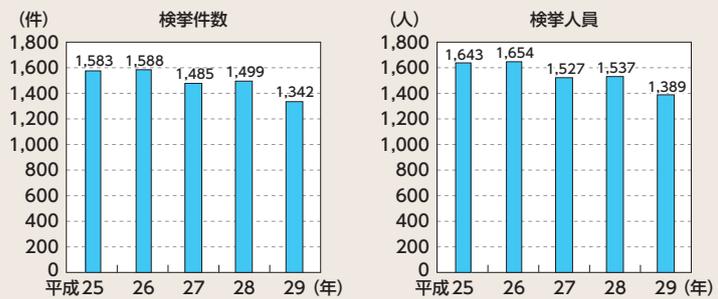
右翼の街頭宣伝活動（2月、島根）

図表6-10 右翼による街頭宣伝活動等に伴う動員数（平成29年）

	動員団体数（団体）	動員人数（人）	動員街頭宣伝車数（台）
政府関連	約780	約1,750	約490
中国関連	約630	約1,490	約480
北朝鮮関連	約1,530	約3,840	約1,200
韓国関連	約1,430	約3,160	約1,080
ロシア関連	約910	約2,420	約830

注：数値は、延べ数

図表6-11 右翼関係事件の検挙状況の推移（平成25～29年）



図表6-12 右翼運動に伴う事件の検挙状況等（平成29年）

右翼運動に伴う事件の検挙状況	検挙件数（件）	173	（全右翼関係事件検挙件数に占める割合 12.9%）
	検挙人員（人）	216	（全右翼関係事件検挙人員に占める割合 15.6%）
資金獲得を目的とした事件の検挙状況	検挙件数（件）	208	（全右翼関係事件検挙件数に占める割合 40.5%（道路交通法を除く。））
	検挙人員（人）	228	（全右翼関係事件検挙人員に占める割合 41.2%（道路交通法を除く。））
右翼及びその周辺者からの銃器押収状況	過去5年間の押収（丁）	18	（暴力団と関係を有する者からの押収 6丁）

注：右翼が街頭宣伝活動、抗議活動等を行う過程で引き起こした事件

(2) 右翼対策の推進

① テロ等重大事件の未然防止

警察では、銃器犯罪や資金獲得等を目的とした違法行為に対し、様々な法令を適用した取締りを行い、右翼によるテロ等重大事件の未然防止に努めている。

② 街頭宣伝車対策の推進

警察では、右翼が街頭宣伝車を用いて行う活動のうち、国民の平穏な生活に影響を及ぼす悪質なものについては、様々な法令を適用して徹底した取締りに努めている。

図表6-13 街頭宣伝活動に対する取締り状況（平成29年）

	件数(件)	人員(人)
静穏保持法 ^(注) 違反による検挙	1	3
暴騒音条例違反による検挙	0	0
暴騒音条例に基づく停止・中止命令	80	
暴騒音条例に基づく勧告	233	
暴騒音条例に基づく立入	2	
名誉毀損、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反等による検挙	27	

注：国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律



街頭宣伝活動に対する取締り状況（2月、新潟）

CASE ▶

右翼団体代表（65）ら11人は、平成29年2月、労働組合の全国集会等に対する抗議を目的として、街頭宣伝車による集団示威運動を行うに当たり、新潟県公安委員会から、後続車両の通行の妨げとなるような交通秩序を乱す行為はしないことなどの許可条件が付されていたにもかかわらず、交差点内において、街頭宣伝車5台を約7分間停滞させ、同許可条件に違反した。同年6月、行列行進、集団示威運動に関する条例違反（許可条件違反）で同代表らを逮捕した（新潟）。

CASE ▶

右翼団体代表（33）ら3人は、29年2月、外国公館周辺において、高音を発して静穏を害するような方法で拡声機を使用したため、警察官らから、拡声機の使用をやめるよう是正措置命令を受けたにもかかわらず、引き続き同様の方法で拡声機を使用し、同命令に違反したことから、同代表らを静穏保持法違反で現行犯逮捕した（警視庁）。

(3) 右派系市民グループをめぐる情勢と警察の対応

平成29年中、在特会^(注)をはじめ、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動等に各地で取り組み、全国におけるデモは約50件に及んだ。

また、右派系市民グループの活動に対して抗議する勢力（以下「反対勢力」という。）が、参加者による過激な言動について、「ヘイトスピーチ」であると批判するなどして、抗議行動に取り組んだ。

警察では、28年6月に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律を踏まえ、引き続き、右派系市民グループと反対勢力とのトラブルに起因する違法行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じ、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処するとともに、警察職員に対する必要な教育を推進することとしている。



右派系市民グループのデモ（10月、東京）

注：在日特権を許さない市民の会

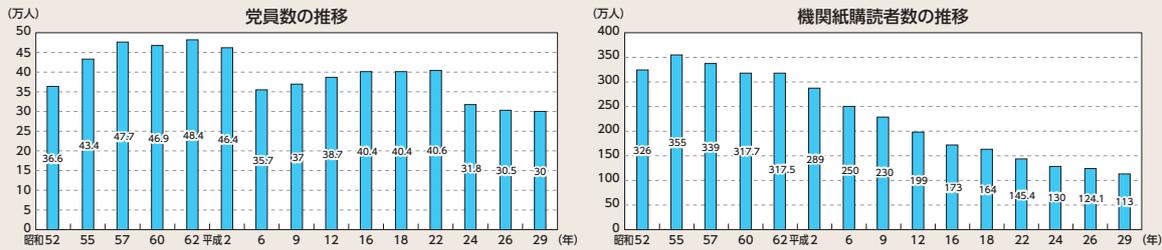
4 日本共産党等の動向

(1) 日本共産党の動向

① 第27回党大会の開催

平成29年1月に開催された日本共産党第27回大会では、野党連合政権を樹立する構想が提唱された。また、志位和夫委員長、小池晃書記局長及び副委員長6人がそれぞれ再任されたほか、党員数は約30万人、機関紙購読者数は約113万人であることが公表され、26年の前回大会に比べ、党員数は約5,000人、機関紙購読者数は約11万1,000人減少した。

図表6-14 日本共産党の党員数及び機関紙購読者数の推移

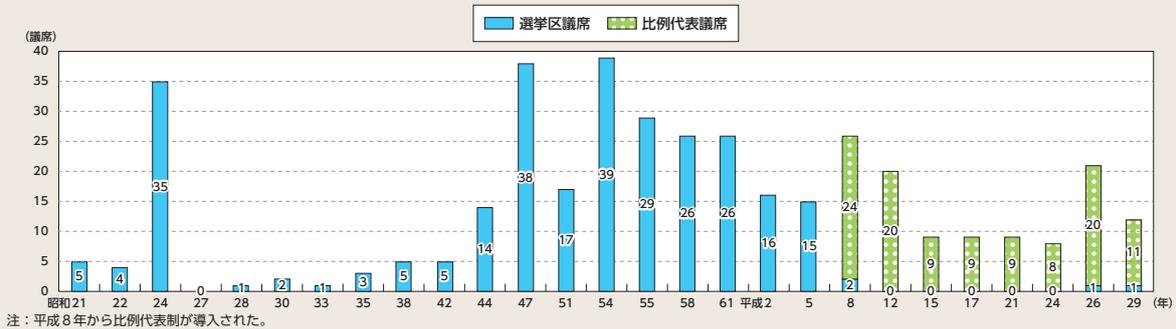


② 第48回衆議院議員総選挙の結果

日本共産党は、29年10月の第48回衆議院議員総選挙において、小選挙区では「議席の大幅増」、比例代表では得票数850万票以上及び得票率15%以上の獲得と共に、「全国11のすべての比例ブロックで議席増を実現し、比例代表で第3党」を目標に掲げた。また、一部の野党と連携する方針を示し、67の小選挙区で候補者を取り下げるなどした結果、小選挙区に206人、比例代表に65人（小選挙区との重複28人）の公認候補を擁立した。このうち、小選挙区の候補者1人、比例代表の候補者11人が当選し、解散前の21議席から9議席減の12議席となった。

日本共産党は、同年12月の第3回中央委員会総会において、同選挙の結果の原因を「わが党の力不足」とした一方、小選挙区での候補者の取下げ等が「共闘勢力が議席を伸ばすうえでの効果的貢献となった」と評価し、引き続き、野党共闘を推し進める方針を示した。

図表6-15 衆議院議員総選挙における日本共産党の獲得議席数の推移



(2) 日本民主青年同盟の動向

日本民主青年同盟は、平成29年12月、第41回全国大会を開催し、28年11月の第40回全国大会以降に953人の同盟員及び741人の機関紙購読者を獲得したこと並びに同盟員数が約9,500人であることを明らかにした。同盟員数を明らかにしたのは、14年の第30回全国大会で「二万二千の峰を突破」として以来15年ぶりのことであった。

第41回全国大会には、日本共産党から志位委員長が12年ぶりに出席して、「民青同盟を強く大きくしていく仕事に、皆さんと心一つに取り組んでいきたい」と呼び掛けた。

(3) 全国労働組合総連合の動向

全国労働組合総連合は、平成29年5月、都内で第88回中央メーデーを開催し、日本共産党から志位委員長が出席して、「安倍政権を打倒し、新しい政治をつくろう」などと呼び掛けた。また、中央メーデーの集会後に行われたデモ行進には、日本共産党の国会議員等が参加した。

5 大衆運動への警察の対応

警察は、公共の安全と秩序の維持に当たるといふ警察の責務を遂行するため、大衆運動に伴う違法行為や事故を未然に防止するために必要な警備措置を講ずるとともに、違法行為が発生した際には、捜査等の必要な措置を講ずることとしている。

(1) 反基地運動

沖縄県の普天間飛行場の名護市辺野古への移設をめぐり、移設工事の中止等を訴え、移設先であるキャンプ・シュワブ周辺において抗議行動が行われ、工事関係車両への立ち塞がり、道路での座込み、寝そべり等の妨害活動が行われた。平成29年中、同県内の反基地運動に伴って発生した違法行為に関連して、道路交通法違反（道路上の禁止行為）、公務執行妨害罪、暴行罪等で35件、延べ36人を検挙した。

(2) 原子力政策をめぐる動向

原子力発電所の再稼働等を捉え、毎週金曜日の首相官邸前における抗議行動をはじめ、大規模な反対集会等が行われ、平成29年5月に福井県の高浜発電所4号機が再稼働した際には、同発電所前等で抗議行動が行われた。同月、ロケット型のペットボトルを同発電所敷地内に向けて発射し、同発電所の警備員にペットボトルの捜索等を余儀なくさせ、正常な業務の遂行を困難にさせた無職の男（32）を威力業務妨害罪で逮捕した（福井）。



高浜発電所4号機の再稼働に対する抗議行動（5月、福井）（アフロ）

(3) 憲法改正等をめぐる動向

憲法改正をめぐり、平成29年5月3日に都内で行われた抗議行動には、約5万5,000人（主催者発表）が参加した。また、テロ等準備罪の新設等を内容とする組織的犯罪処罰法の改正等をめぐり、同年6月10日に国会議事堂周辺で行われた抗議行動には、約1万8,000人（主催者発表）が参加した。警察では、これらの憲法改正等をめぐる大衆運動に対して必要な警備措置を講じており、29年中、違法行為の検挙や事故の発生はなかった。



憲法改正に対する抗議行動（5月、東京）（時事）

(4) 国際会議等の開催をめぐる動向

国内の反グローバリズムを掲げる勢力は、第50回アジア開発銀行（ADB）年次総会が平成29年5月に横浜市で開催されたことを捉え、国内外の諸勢力との連携を図り、抗議行動に取り組んだ^注。

また、29年1月、国内の反グローバリズムを掲げる勢力を含む大衆団体等は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催をめぐり、抗議ネットワークを立ち上げた。同月、同大会の開催に反対するデモにおいて、交通整理に従事していた警察官に暴行を加えた男（37）を公務執行妨害罪で現行犯逮捕した（警視庁）。

(5) 我が国の捕鯨をめぐる動向

過激な環境保護団体「シー・シェパード（Sea Shepherd）」は、和歌山県太地町において、同町に活動家を常駐させてイルカ漁に対する抗議活動を行った。

警察では、和歌山県警察において、太地町特別警戒本部を設置し、同町に設置した臨時交番を拠点に警戒活動を推進するとともに、海上保安庁等との合同警備訓練を実施したほか、法務省入国管理局等と連携して水際対策を推進している。

また、平成29年10月、同県内のテーマパークにおいて、イルカショーが行われているプール内に侵入し、横断幕を掲げるなどしたとして、海外の動物権利団体の活動家の男（32）ら3人を威力業務妨害罪で逮捕した（和歌山）。



海上保安庁等との合同警備訓練（8月、和歌山）

注：なお、海外の反グローバリズムを掲げる勢力等は、平成29年（2017年）7月にドイツで開催されたG20ハンブルク・サミットにおいて、約5万人がデモ等に取り組んだ。サミット期間中、一時拘束を含め約400人が逮捕された。

第4節

災害等への対処と 警備実施

1 自然災害等への対処

(1) 自然災害の発生状況と警察活動

① 自然災害の発生状況^(注1)

29年中は、地震、大雨、台風、強風等により、死者・行方不明者69人、負傷者600人等の被害が発生した。25年から29年にかけての自然災害による主な被害状況は、図表6-16のとおりである。

図表6-16 自然災害による主な被害状況の推移（平成25～29年）

区分	年次	25	26	27	28	29
死者・行方不明者（人）		75	165	14	92	69
負傷者（人）		666	621	467	3,298	600
全壊又は半壊した住家（戸）		1,758	1,152	6,417	46,211	1,893
浸水した住家（戸）		36,563	25,674	17,091	11,359	20,313
損壊した道路（箇所）		2,918	2,690	1,123	2,763	4,372
崩れた山崖（箇所）		2,484	2,362	789	2,315	1,614

29年中は、27個の台風が発生し、うち4個が日本に上陸した。

② 平成29年7月九州北部豪雨における警察活動^(注2)

29年7月5日から同月6日にかけて、梅雨前線及び台風第3号の影響により、九州北部地方を中心に記録的な大雨となり、土砂災害、河川の氾濫等が発生した。特に、福岡県及び大分県において、河川の氾濫により住家や橋が流失するなどして、死者39人、行方不明者2人等の被害が発生した。

警察では、20府県警察から広域緊急援助隊を中心とする警察災害派遣隊延べ3,110人及び警察用航空機（ヘリコプター）延べ42機を福岡県警察及び大分県警察へ派遣し、被害情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、交通対策等を実施したほか、自動車警ら隊による被災地のパトロールや避難所での女性警察官による相談対応等、被災地における安全安心を確保するための諸活動に当たった。



河川の氾濫現場における行方不明者の捜索活動（福岡県）



避難所での相談対応（大分県）

注1：数値は、いずれも平成30年4月末現在のもの

注2：数値は、いずれも30年1月17日現在のもの

(2) 東日本大震災への対応^(注1)

東日本大震災による被害は、死者1万5,896人、行方不明者2,537人等に上っている。

これまでに、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察に対し、全国から延べ約139万人の警察職員を派遣するとともに、震災から7年が経過した現在も、仮設住宅での防犯活動、行方不明者の捜索活動、避難指示区域等における警戒警ら等を継続して行っている。



行方不明者の捜索状況（宮城県）

(3) 大規模災害への備え

① 危機管理体制の構築

警察では、東日本大震災をはじめとした大規模災害における反省、教訓を踏まえ、災害に関する危機管理体制を構築するため、組織横断的な取組を行っている。

各都道府県警察においては、災害対処能力の向上や初動態勢の確立のための取組を計画的に進めているほか、南海トラフ地震、首都直下地震等の被害想定や局地的な豪雨による土砂災害等最近における災害の特徴を踏まえつつ、各都道府県の地理的特性に応じた災害対策を推進している。

また、災害対処能力の向上を図るため、初動対処や救出救助訓練、都道府県警察間での合同訓練等を実施しているほか、各種装備資機材の整備を進めている。

MEMO 警察における災害警備訓練

警察庁では、今後発生し得る大規模災害に備えるため、部隊に応じた救出救助訓練基準及び災害警備活動マニュアルを整備し、体系的な災害警備訓練を推進している。

例えば、毎年、各管区警察局等で実施している広域緊急援助隊合同訓練では、警察庁指定広域技能指導官、特別救助班^(注2)等の指導の下、家屋の倒壊や土砂災害等を再現した現場からの救出救助のほか、夜間における救出救助、広域警察航空隊と連携したホイスト救助、指揮支援班による各部隊の活動の調整等について、過去の災害における教訓を踏まえた訓練を実施している。



夜間における救出救助訓練（神奈川県）



ホイスト救助訓練（埼玉県）

② 今後の災害対策の見直し

警察では、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害における措置について、政府における各種計画の策定・見直し等を踏まえ、引き続き、部隊派遣計画等の具体的な検討を進めている。

注1：数値は、いずれも平成30年5月10日現在のもの

2：極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において、より迅速かつ確に被災者の救出救助を行うことを主な任務として、平成17年に12都道府県警察の広域緊急援助隊に設置された。29年4月、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震並びに日本海側及び沖縄県における大規模災害への迅速な対応を可能とするため、千葉県警察、新潟県警察、京都府警察及び沖縄県警察の広域緊急援助隊に新たに設置され、16都道府県警察で約240人の班員が指定されている。

2 警備実施

(1) 警衛・警護警備

① 警衛警備

警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏等による事故防止を図っている。

平成29年中の国内での主な行幸啓は図表6-17、行啓は図表6-18のとおりである。海外へは、同年2月から同年3月にかけて、天皇皇后両陛下が国際親善のためベトナム（タイお立ち寄りを含む。）を御訪問になったほか、皇族方が合計12回御訪問になった。



第72回国民体育大会に伴う警衛
(9月、愛媛県)

図表6-17 主な行幸啓（平成29年）

天皇皇后両陛下	
4月	スペイン国王王妃両陛下御案内（静岡）
5月	第68回全国植樹祭御臨場（富山）
7月	地方事情御視察（神奈川）
9月	第72回国民体育大会御臨場（愛媛）
10月	平成29年7月九州北部豪雨被災地御見舞及び第37回全国豊かな海づくり大会御臨席（福岡・大分）
11月	地方事情御視察（鹿児島）
	ルクセンブルク大公殿下御案内（茨城）

図表6-18 主な行啓（平成29年）

皇太子同妃両殿下	
7月	第53回献血運動推進全国大会御臨席（秋田）
9月	第32回国民文化祭・なら2017及び第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会御臨場（奈良）
10月	科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム(STSフォーラム)第14回年次総会閉会式御臨席（京都）
	第20回全国農業担い手サミットinこうち御臨席（高知）
11月	東日本大震災復興状況御視察（宮城）
	第41回全国育樹祭御臨場（香川）

皇太子殿下

2月	第8回アジア冬季競技大会(2017/札幌)開会式(天皇陛下御名代)及び同大会閉会式御臨席(北海道)
5月	第50回アジア開発銀行年次総会開会式御臨席(神奈川)
6月	第28回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席(石川)
7月	平成29年度全国高等学校総体大会御臨場(山形)
10月	第18回世界肺癌学会議開会式御臨席(神奈川)
	第17回全国障害者スポーツ大会御臨場(愛媛)

② 警護警備

警察では、テロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警護情勢の下、的確な警護警備に向けた取組を推進して要人の身辺の安全を確保している。

29年中の首相の海外訪問は図表6-19、主な外国要人の来日は図表6-20のとおりである。

また、同年10月に施行された第48回衆議院議員総選挙では、多数の警護対象者が全国で遊説活動を行った。



トランプ・米国大統領来日に伴う警護警備（11月）(AFP=時事)

図表6-19 首相の主な海外訪問（平成29年）

1月	フィリピン、インドネシア、ベトナム、オーストラリア
2月	米国
3月	ドイツ、フランス、ベルギー、イタリア
4月	ロシア、英国
5月	イタリア（G7）、マルタ
7月	ベルギー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、ドイツ（G20）
9月	ロシア（東方経済フォーラム）、インド、米国（国連総会）
11月	ベトナム（APEC）、フィリピン（ASEAN）

図表6-20 主な外国要人の来日（平成29年）

3月	サルマン・サウジアラビア国王陛下
4月	フェリペ6世・スペイン国王王妃両陛下
5月	マクリ・アルゼンチン大統領夫妻
6月	フック・ベトナム首相夫妻
8月	メイ・英国首相
10月	フレデリック・デンマーク皇太子同妃両殿下
11月	トランプ・米国大統領夫妻 アンリ・ルクセンブルク大公殿下

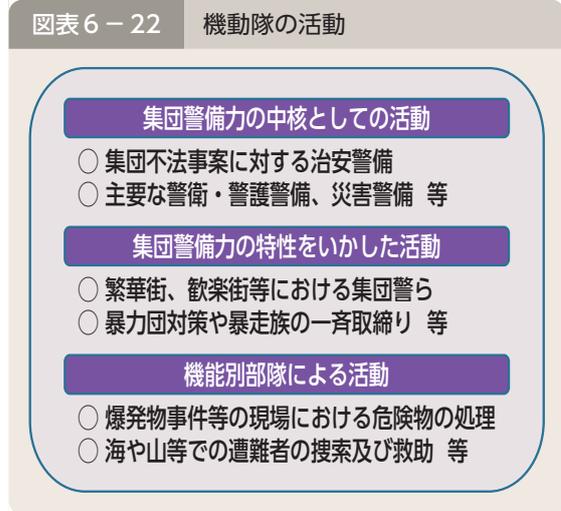
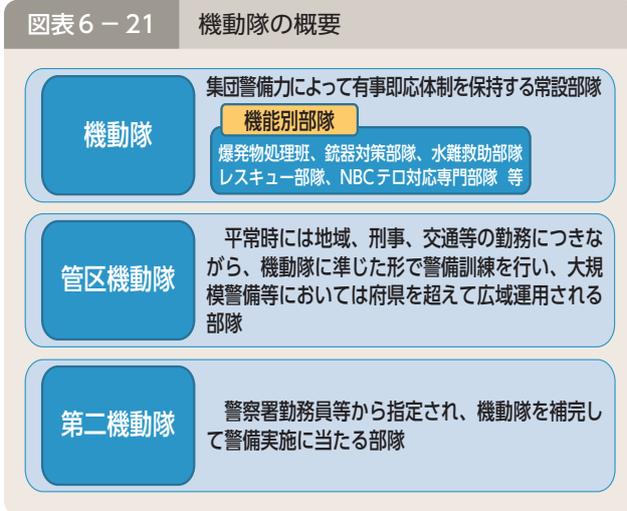
(2) 機動隊の活動

都道府県警察には、集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊として機動隊が設置されているほか、管区機動隊、第二機動隊等が設置されている。

また、各種警察事案に対応できるよう、爆発物処理班や水難救助部隊、銃器対策部隊等の機能別部隊が編成されており、その専門能力をいかした人命救助活動や捜査活動等に従事している。

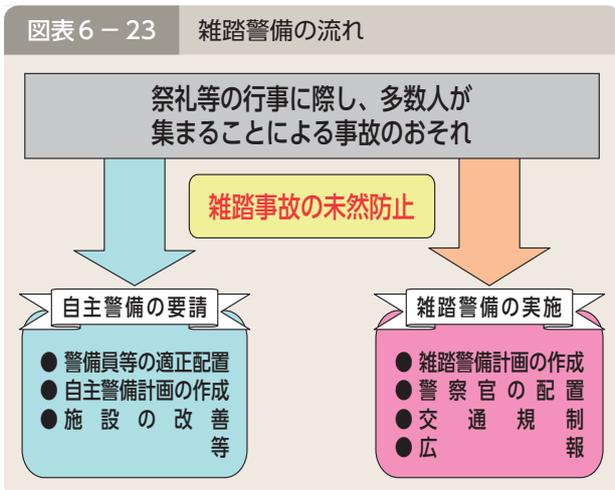


機動隊の訓練



(3) 雑踏警備

祭礼等の行事に際して多数の人が集まることにより事故が発生するおそれがある場合には、雑踏事故の未然防止を図るため、警察ではあらかじめ行事の主催者や施設の管理者に対して必要な安全対策をとるよう要請しているほか、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、所要の体制を確立し雑踏警備を行っている。



雑踏警備の状況

警察活動の最前線



ふっけい君

「ありがとう」を力に変えて

福岡県警察本部警備部第一機動隊（現 福岡県警察本部警備部 G20 サミット対策課受援係）
みつなが とも 光永 智 警部補

私は、水難救助部隊の小隊長として、証拠品や行方不明者の潜水捜索等に従事するとともに、大規模災害が発生した際には、広域緊急援助隊の一員として人命救助活動等を行っていました。

平成29年7月5日、本県朝倉市において未曾有の豪雨災害が発生し、私は、発災直後の第一陣部隊の小隊長として出動指令を受け、災害現場に急行しました。

到着した現場では、一時間降水量が129ミリメートルという猛烈な雨が降り続き、土砂崩れや河川の氾濫等により家屋が倒壊するなど、周辺一帯の景色は見る影も無くなっていました。

災害警備本部から救助指令を受け、私の部隊が機動隊の特殊車両で冠水地域に向かったところ、多くの人々が濁流に流されまいとガードレールや電柱に必死に捕まり、私達に強く助けを求める光景が目に見え、私は、即座に隊員たちと命綱をつなぎ、濁流の中で助けを求める人の下に救助に向かって、小学生を含む5人の方の尊い命を救うことができました。

その際、彼らから頂いた心からの「ありがとう」という言葉と安堵した表情は、今でも私の脳裏に鮮明に焼き付いており、私の警察官としての力の根源となっています。

私は、これからも、どんなに過酷な状況でも最善を尽くし、国民の安全を確保していきます。



冬山での無線中継所の復旧作業

近畿管区警察局兵庫県情報通信部機動通信課機動通信第一係（現 警察庁情報通信局情報管理課）
かわた たけし 川田 武志 技官

「山頂の無線中継所で停電発生。原因は不明。」

この連絡が入ったのは、平成29年1月の真冬のことでした。無線中継所には非常用発電機が整備されており、停電しても直ちに警察活動に影響を与えることはありません。しかし、非常用発電機が電源も喪失してしまうと、警察本部と警察署等を結ぶ無線が機能しなくなり、警察活動に重大な影響を与えるおそれがあったことから、停電の原因と状況の把握、復旧作業を行うため、すぐに無線中継所へ向かうこととなりました。

私は、普段は警察署等の無線機器の保守を担当していましたが、現地は大雪が降っており、無線中継所まで車で到達できないことが予想されたため、若くて体力のある私も中継所の復旧を担当する係に加わりました。

無線中継所へは当初車で向かいましたが、案の定、山の中腹の道路が雪に埋もれていたことから、残りの道は徒歩で登山をすることとなりました。途中、前進できなくなるほどの吹雪の中、約3時間半歩き続け、なんとか無線中継所にたどり着き、停電の原因は落雷によるものであることが判明したため、無線中継所の製造企業等の協力も得て、警察活動に影響を与えることなく、電源を復旧させることができました。

初めての吹雪の中での登山と無線中継所の復旧作業は、想像以上に厳しいものでしたが、警察活動に不可欠な無線を絶対に止めることはできないという思いがあったからこそ、業務を完遂することができました。

これからも、突然の事案に対応できるよう、日頃から技能や体力の向上を図り、警察活動に不可欠な情報通信業務に誇りを持って取り組んでいきたいと思えます。

